

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道の変更(芦屋市決定)

都市計画芦屋市公共下水道の変更

(説明事項)

平成 25 年度

阪 神 間 都 市 計 画
(芦屋国際文化住宅都市建設計画)
下水道の変更(芦屋市決定)

(案)

兵庫県芦屋市

計 画 書

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道の変更(芦屋市決定)

都市計画芦屋市公共下水道「3. 下水管渠」中南浜幹線を廃止し、「4. その他の施設」中芦屋下水処理場及び南芦屋浜下水処理場を次のように変更する。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
芦屋下水処理場	芦屋市若葉町2番地	面積 約 33,400 m ² 処理人口 88,600 人 処理水量 47,000 m ³ /日最大
南芦屋浜下水処理場	芦屋市陽光町9番地	処理水量 6,700 m ³ /日最大

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書

芦屋市公共下水道は、昭和10年に都市計画決定を行い、これまで事業の推進に努めてきたところである。

今回、計画処理人口と汚水量原単位の減少に伴い、処理場の区域の縮小及び下水管渠の幹線のうち1本を廃止する。

変更前後対照表

変更内容	変更項目	変 更 前	変 更 後	備 考
1. 下水道 の名称		芦屋市公共下水道	芦屋市公共下水道	変更なし
2. 排水 区域	汚 水	約 1,126 ha	約 1,126 ha	変更なし
	雨 水	約 1,126 ha	約 1,126 ha	変更なし
3. 下水 管 渠	汚 水	幹 線 数 3 本 幹 線 延 長 約 2,030m	幹 線 数 2 本 幹 線 延 長 約 540m	1 本減 約 1,490m減
4. その他 の施設	処理施設	2 ケ 所	2 ケ 所	変更なし
		名称 芦屋下水処理場 位置 芦屋市若葉町 2 番地 及び、陽光町 8 番地 面積 約 51,400 m ² 処理人口 95,000 人 処理水量 58,000 m ³ /日最大	名称 芦屋下水処理場 位置 芦屋市若葉町 2 番地 面積 約 33,400 m ² 処理人口 88,600 人 処理水量 47,000 m ³ /日最大	変更なし 一部削除 約 18,000 m ² 減 約 6,400 人減 約 11,000 m ³ / 日最大減
		名称 南芦屋浜下水処理場 位置 芦屋市陽光町 9 番地 処理水量 7,700 m ³ /日最大	名称 南芦屋浜下水処理場 位置 芦屋市陽光町 9 番地 処理水量 6,700 m ³ /日最大	変更なし " 約 1,000 m ³ / 日最大減

1 芦屋市公共下水道の経緯

芦屋市は、大阪湾の北側に位置し、西宮、神戸の両市に隣接している阪神間の代表的な文化住宅都市である。

本市の公共下水道は、昭和 10 年に下水道事業認可を受け、下水道施設の建設に着手している。

昭和 49 年には、芦屋下水処理場が高級処理での供用を開始し、平成 13 年に南芦屋浜下水処理場が高度処理で供用を開始した。その後、平成 18 年に既成市街地全域で、100%の下水道普及率を達成した。

また、平成 24 年には、奥山処理区を芦屋処理区へ統合した。

2 芦屋市公共下水道の将来計画

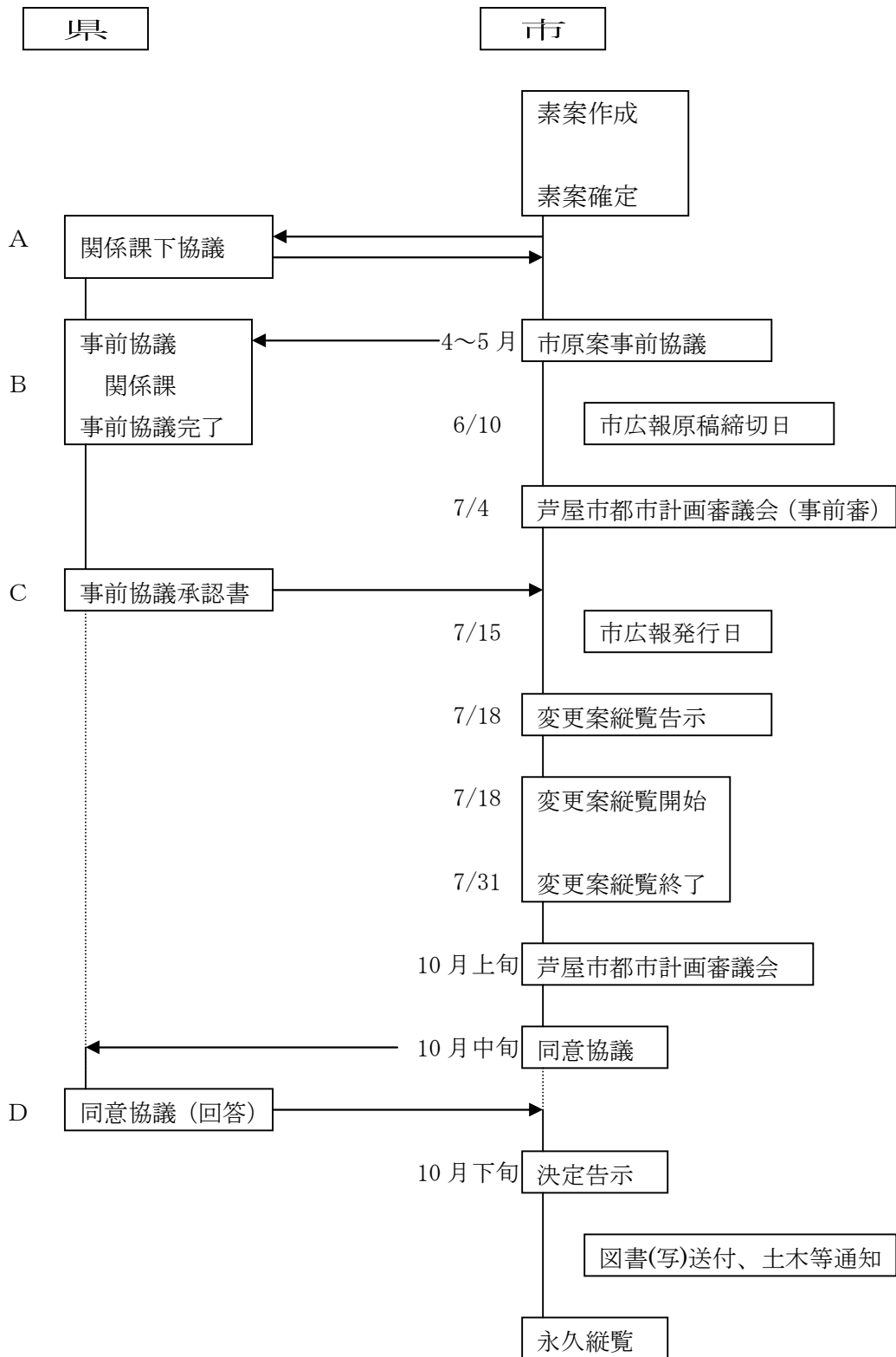
今後は、南芦屋浜地域の下水道整備を推進していくと共に、分・合流区域が混在している芦屋処理区の下水道形態の改善及び将来の高度処理対応に向けて、事業の展開を図る必要がある。

3 今回の都市計画変更の内容

今回の都市計画変更は、平成 9 年に都市計画決定した芦屋下水処理場の分場整備及び本場と分場を結ぶ下水幹線整備に係る計画の廃止を行う。

4 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）

下水道の変更（芦屋市決定）の日程表



5 関係行政機関との協議

協 議 先	協 議 日	協 議 内 容
兵庫県阪神南県民局 尼崎港管理事務所	平成 25 年 5 月 9 日	芦屋下水処理場の分場廃止に伴う南 浜幹線の廃止について説明した。 特に意見はなかった。
兵庫県阪神南県民局 西宮土木事務所	平成 25 年 5 月 9 日	芦屋下水処理場の分場廃止に伴う南 浜幹線の廃止について説明した。 特に意見はなかった。
芦屋市都市建設部 道路課	平成 25 年 5 月 9 日	芦屋下水処理場の分場廃止に伴う南 浜幹線の廃止について説明した。 特に意見はなかった。

(白紙ページ)

